

県のマッチングサイト

に求人情報を登録して、人材の確保につなげませんか？

▶ 県のマッチングサイトとは？

熊本県が運営する「ワンストップジョブサイトくまもと」のことで、このサイトの中のコンテンツ「熊本仕事いいねっと」に求人情報を掲載することができます。

サイトは令和元年(2019年)10月16日(水)に全面リニューアルします！



▶ 求人情報をサイトに掲載する利点は？

求人情報は**無料**で掲載できます！

求人情報を県が積極的に**求職者へPR**します！

ワンストップジョブサイトくまもとに掲載された求人情報は**大手求人サイトの一部に無料で転載**(*1)します！

希望する場合は **移住支援金の対象求人**として掲載できます！

(*1)掲載する求人情報は、希望の有無に関わらず、オープンデータとして民間の求人情報サイト等に掲載される場合があります(ただし、その場合も費用は無料です)。

▶ 移住支援金とは？

東京23区に連続して5年以上在住または東京圏から通勤した方が熊本県内の市町村(*2)に転入し、「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載された**移住支援金の対象求人に応募し、就業した場合、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円を市町村が支給**します。

移住支援金の支給対象は、県が移住支援事業の詳細を公表した後に、熊本県内の市町村(*2)に転入した方です。支給には要件があります。詳細は公表後に熊本県HPで御確認ください。

(*2)令和元年度(2019年度)は、阿蘇市、和水町、南関町、西原村、相良村及び五木村を除く。

▶ 求人情報の掲載方法は？

「ワンストップジョブサイトくまもと」**「熊本仕事いいねっと」求人情報登録様式**を下記までご提出ください。

移住支援金の対象求人として掲載したい場合は、「熊本県マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」、**履歴事項全部証明書(発行から6ヶ月以内)**を併せてご提出ください。

求人情報はサイトリニューアル後の**令和元年(2019年)10月16日(水)以降**に掲載されま

す。移住支援金の対象求人掲載された企業については、熊本県移住支援金に関する事務のため採用後の報告や、就業者の勤務状況等の情報提供などを熊本県及び県内市町村から 願います。願いますので、予めご了承ください。

様式や提出方法等は県ホームページに掲載しています https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_29189.html?type=top

熊本県UIターン就職支援センター熊本窓口

TEL 0120 - 827 - 867 / メール info@kuma-turn.jp

本件(移住支援金に係る求人情報掲載)は熊本県労働雇用創生課委託事業「平成31年度(2019年度)「熊本県UIターン就職支援センター」運営等業務委託」の一環で((株)アソウ・ヒューマンセンター、(株)熊本日日新聞社が実施しています。

移住支援金対象求人の登録要件

対象法人に関する要件(受入企業の要件)

- (ア) 官公庁、並びに独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している法人でないこと。
 - (イ) 資本金10億円以上の法人でないこと。
 - (ウ) みなし大企業でないこと(1)。
 - (エ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。
 - (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
 - (ク) 「熊本県Uターン就職支援センター(2)」へ登録している法人であること。
 - (ケ) 上記のほか、「就業に関する要件」(ア)、(エ)、(カ)に掲げる要件に合致する求人を行う法人であること。
- (1) みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・発行済株式の総数又は出身価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(2) 「熊本県Uターン就職支援センター」とは

県外在住者で熊本へのUターン就職を希望する方とUターン人材の受入を希望する県内企業とのマッチングを支援します <http://kuma-turn.jp>



就職に関する要件

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在(1)すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(2)に掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、移住支援金申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 当該求人への応募日が、マッチングサイト(2)に求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(1)

東京圏とは

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

条件不利地域とは

「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原所等振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村(政令指定都市を除く)。市町村名は下記HP掲載

起業支援金・移住支援金 - 地方創生HP(内閣府) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html

(2) マッチングサイトとは

令和元年(2019年)10月16日(水)にリニューアルする県運営ウェブサイト「ワンストップジョブサイトくまもと」のこと。

【！注意！】次の要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を、移住者に求める場合があります。

- ・移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合(全額)。
- ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(全額)。
- ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合(半額)。

移住支援金対象求人に係る企業の事務フロー

移住支援金の対象求人を掲載された企業においては、熊本県移住支援金に関する事務のため、採用後の県への報告、就業者が移住支援金を請求する場合の就業証明書の作成、熊本県及び県内市町村からの依頼に基づく就業者の勤務状況等の情報提供などをお願いします。

